総会（第４回）議事録

１　開催日時　令和８年７月２７日（月）１５時００分～１６時３０分（議案審議）
２　開催場所　市役所大会議室
３　出席委員（３８名）
　〇農業委員（１９名）
　　会長　１５番　川本　康代
　　１番　浅井　和巳　　２番　城山　正巳　　３番　原口かよ子　　４番　山口　明美
　　５番　田川　康浩　　６番　渡邉　幸男　　７番　一瀬　　晃　　８番　福田　文夫
　　９番　川副　博司　１０番　朝長　洋市　１１番　開田　陽子　１２番　田川　正道
　１３番　渡邊　和秋　１４番　冨岡　勝真　１６番　山田　武人　１７番　岩﨑　義秀
　１８番　小川　良一　１９番　大石　純子
　〇農地利用最適化推進委員（１９名）
　　１番　岩﨑　照美　　２番　松尾　慎二　　３番　田中　忠彦　　４番　加藤　和美
　　５番　朝長　卓也　　６番　富浦　春男　　７番　林　　敏弘　　８番　藤本　雅彦
　　９番　山浦　弘之　１０番　井川　春彦　１１番　大塚　京子　１２番　吉村　友宏
　１３番　久保　和幸　１４番　瀬戸口裕子　１５番　森　　良広　１６番　野田　善則
　１７番　山本　治義　１８番　山口　周次　１９番　植田　正和
４　欠席委員（０名）
　〇農業委員（０名）
　〇農地利用最適化推進委員（０名）
５　議　　題　報告第１号　農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の件
　　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の件
　　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の件
　　第４号議案　非農地通知申出書による非農地通知の件
　　第５号議案　農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
　　第６号議案　農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
　　（鈴田・内倉基盤整備）
　　報告第２号　引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）
　　第７号議案　農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
６　事 務 局　局長　前田　哲弘
　　係長　中村　哲也、一瀬　芙美香
　　職員　梶原　良太、髙栁　佳祐、後田　菜那

１　開会
〇事務局
　ただいまから「令和８年度第４回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

２　会長挨拶

〇会長

＜会長挨拶＞

３　総会成立の報告

〇議長

それでは、総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

〇事務局

出席委員は、定足数に達しております。

欠席及び遅刻の届出はありません。

４　議事録署名人指名

〇議長

次に、本日の議事録署名人を、１番浅井和巳農業委員、１８番小川良一農業委員にお願いします。

５　議事

〇議長

それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

１ページ。報告第１号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局

１番鈴田、小川内町の農地、地目畑、合計面積１，６５８㎡。契約者は、記載のとおりです。本件は、７ページの促進計画２番と関連があります。

２番大村、荒平町の農地、地目田、合計面積７，９１０㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、７ページの促進計画３番と関連があります。

以上です。

〇議長

報告第１号について、ご質問等ありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長

報告第１号を終わります。
次に、２ページ。第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
１番萱瀬、荒瀬町の農地、地目畑、面積４３２㎡。申請者は、記載のとおりです。
本件は、以前から耕作していた農地を、贈与によって取得するものです。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

〇議長
それでは、１番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇萱瀬地区委員
この間、２５日に、５名で現地を調査してきました。
事務局からお話があったように、以前から耕作をされていて。もう、贈与という形で、お互いお話しができているということだったので。
現場を確認したところ、整備はちゃんとされていて、何ら問題はないかなということだったので、報告いたします。
皆さんのご判断を、よろしくお願いいたします。

〇議長
１番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長
それでは、お諮りします。
１番萱瀬について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
ご異議がありませんので、１番萱瀬は許可することとします。
次に、２番福重を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

〇事務局
２番福重、弥勒寺町の農地、地目畑及び田、現況畑、合計面積１，３２２㎡。申請者は、記載のとおりです。
本件は、規模拡大のため、農地を売買によって取得するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

〇議長
それでは、２番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇福重地区委員
今、事務局から説明があったとおりです。
譲渡人は、先代さんが農業をされてて。先代から譲り受けた土地を、耕作放棄している状況で。
今回、譲受人の自宅の隣接の土地というところで。今後、維持管理においては、現状の申請を進めた方が、後々良いだろうということで、判断をして参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長
２番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長
それでは、お諮りします。
２番福重について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
ご異議がありませんので、２番福重は許可することとします。
次に、３番福重を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

〇事務局
３番福重、弥勒寺町の農地、地目畑、面積２１㎡。申請者は、記載のとおりです。
本件は、規模拡大のため、農地を贈与によって取得するものです。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

〇議長
それでは、３番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇福重地区委員
ここの土地ですけれども、農免道路ができる際に残った残地ということで。譲渡人の先代さん同士で、「使って良いよ」という風な感じでの話が、ついてた土地だったそうです。

３条２番の申請と併せて、書類系をきちんとしようということで、今回、申請にかかったという風に、本人さんからお話を伺っていますので。
何ら問題がないと思います。

〇議長
３番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長
それでは、お諮りします。
３番福重について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
ご異議がありませんので、３番福重は許可することとします。
次に、３ページ。第２号議案「農地法第４条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
１番大村、久原２丁目の農地、地目畑、現況宅地、合計面積３６７㎡。申請者は、記載のとおりです。
本件は、違反転用の簡易追認案件となります。
顛末書によると、平成１８年に、国道拡幅に伴う移転により申請者の祖父が農地を転用して自宅を建築した際、許可を受けないまま隣接農地を庭敷きに転用したものです。その後、違反転用の認識がないまま申請者の父が相続し、次いで申請者が相続して、現在も庭敷きとなっています。今回、違反転用が判明したため、違反状態を是正するため農地転用許可の申請を行ったとしています。
６月３０日に土地の所有者から顛末書が提出されたことに伴い、７月７日に県に違反転用の報告を行いました。県より、長崎県農地転用事務指針第４条の１（３）「簡易手続き相当の違反案件の基準」のうち「③非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、２０年以上引き続き非農地である土地」に該当するとの通知を、７月１３日付けで受けています。
追認する内容は、現状のまま庭敷きとして使用するものです。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、隣接する申請者の宅地の排水溝から南東側の集水桝を経由して南側の里道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、庭敷きのため発生しません。隣接する農地は、北東側にあります。

資金については、現状のまま利用されるため必要ありません。

〇議長
それでは、１番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇大村地区委員
25 日に、大村地区農業委員・推進委員の５名で現地を見て参りました。
ここは、今、説明があったとおり、国道の拡幅工事で、平成 18 年頃移転して、土地がちょっと狭くなって。裏に家を建てたとき、その農地が余分にあることを気づかないで、この申請が遅くなったわけですけど。
今、説明のとおり、申請者は、孫さんですけど。
何ら問題ないと、見て参りました。よろしくお願いします。

〇議長
１番大村について、ご質問等はありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長
それでは、お諮りします。
１番大村について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長
異議なしということで、１番大村は、許可相当とします。
続いて、２番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
２番竹松、鬼橋町の農地、地目畑、面積１１２㎡。併用地として利用予定の宅地を含む全体面積は２３８．７９㎡。申請者は、記載のとおりです。
本件は、駐車場８台分を整備して近隣の病院に賃貸する計画です。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
被害防除計画では、切土最高０．５５m、盛土最高０．９０m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、駐車場のため発生しません。隣接する農地は、南側にあります。
資金については、預金通帳の写しを確認しています。

〇議長
　それでは、２番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇竹松地区委員
　今、事務局から説明があったとおりですけども。
　ここは、併用地と一緒に開発して、２３８㎡、駐車場８台ということで。南側に病院がある。そこに、駐車場として貸すということですね。
　雨水については、西側の道路側溝に放流するということです。
　南側に畑がありますけども、今、家庭菜園等で耕作されていて。もうずっと、申請地と同じように、畑として利用されておりましたので。
　雨水についても、問題はないかと見て参りました。
　ご審議、どうぞよろしくお願いします。

〇議長
　２番竹松について、ご質問等はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　２番竹松について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、２番竹松は、許可相当とします。
　次に、４ページ。第３号議案「農地法第５条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１番三浦、今村町の農地、地目畑、合計面積５６４㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。
　本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第２種農地です。
　被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、北側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、南側にあります。近隣農地への日照等については、建物の高さを４．９m程度に加減するとしています。
　資金については、融資証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、１番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇三浦地区委員
　昨日、三浦地区農業委員・推進委員で見て参りました。
　申請者は、使用貸人の長男であります。貸借で家を作るということです。既に、南側に、２年程前に転用を済ませた息子さんが、家を建てて住んでおられます。
　当日、長男さんも立ち会ってもらって、説明を聞きました。長男さんが家を立てるということで。
　平屋ということで、まず畑には、日照の関係は問題ないと思います。生活雑排水は、既存の下水道に接続するということです。
　皆様のご判断を、よろしくお願いします。

〇議長
　１番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　１番三浦について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、１番三浦は、許可相当とします。
　続いて、２番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　２番鈴田、小川内町の農地、地目田、面積６４３㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。
　本件は、譲受人が経営する会社の資材を置くための倉庫及び駐車場を造成する計画です。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第２種農地です。
　被害防除計画では、現状のまま利用、緩衝地を１ｍ程度設けるとしています。雨水排水は、自然流下。汚水はくみ取り、生活雑排水は倉庫及び駐車場のため発生しません。隣接する農地は、ありません。
　資金については、預金通帳の写しを確認しています。

〇議長
　それでは、２番について、鈴田地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇鈴田地区委員
　ここは、第２種農地だそうです。
　買われる方が、解体業のちょっとした倉庫を建てて、資材置場を作りたいということですけど。
　隣は、もう、宅地と、若干、まだ農地のままの所があるんですけど。ちょうど間に、広い２m位の赤道があるんですね。それを、緩衝地としてあると思うんですけど。
　隣の方も、「草が生えなくなって良かった」と言われておりましたので。
　問題はないと思います。ご審議、よろしくお願いします。

〇議長
　２番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　２番鈴田について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、２番鈴田は、許可相当とします。
　続いて、３番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　３番大村、赤佐古町の農地、地目畑及び田、合計面積４，６１８㎡。併用地として購入予定の山林、宅地及び水路を含む全体面積は６，１２３．１９㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。
　本件は、譲受人が分譲宅地１７区画を造成する計画です。本計画の土地造成は、開発許可申請が提出されています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の０．５mを超える盛土となりますが、みなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、切土最高３．３０m、盛土最高４．６０m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画地内の水路を経由して西側の雨水幹線へ放流。汚水生活雑排水は公共

下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。
　資金については、融資証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、３番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇大村地区委員
　現地は、事務局から説明があったとおりでございまして。
　赤佐古の、住宅街がかなり進行してる地区の。もう、挟まれて、どこから入るのか、という農地が活用できないような所で、休耕されてました。
　今回、そういう所で、大規模な開発が１７戸分譲するということで。１軒は住家を潰して、ここも併用するような形で。大規模であるんですけども。
　農地は隣接しておりませんので、特に問題ないと見て来ました。
　ご審議を、よろしくお願いします。

〇議長
　３番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

〇委員
　今、説明のとおり、切土３３０ｃｍ、盛土が４６０ｃｍですよね。
　去年から、結構問題になってますけど。周りが住宅地ですもんね。そして、厳しくしないと、もしも、崩れるとどうなるのかな、と。
　先程、みなし許可とおっしゃいましたけど。それは、今後検討して、駄目なら駄目ということですか。

〇事務局
　県の開発許可が、最終的に、ここは必要になってきます。３，０００㎡を超えてますので。
　その中で、県央振興局が、まず中に入ります。あと、大村市の各関連の課が入って、一緒に。あと、消防とか警察とか、そういったのもその会議入って、この開発に対する色々な意見を出されます。総合的に、最終的には許可が出る。その中で、そういった盛土関係も、一緒に協議をされますので。そこで許可が出れば、問題はないという風になりますので。よろしくお願いいたします。

〇会長
　今回、委員が変わって初総会ですので、ちょっとずつでも分かるようにと思って、ちょっと説明を加えますけど。なかなか、言葉足らずで。段々と慣れていただければと思います。

〇事務局
　みなし許可というのが、通常でしたら、３，０００㎡よりも少ないという時は、特にそう

いった開発の協議がなされませんので、単独で盛土の許可が必要ということになっておるんですけれども。今回の分は、県の開発許可で一緒に協議をされますので。だから、みなし許可ということになります。

〇議長
　盛土規制法のことについてもこのタブレットの中に入ってますので、後で見ておいてください。
　それでは、他に何か皆様から、ご意見、ご質問ありませんか。
　それでは、お諮りします。
　３番大村について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、３番大村は、許可相当とします。
　続いて、４番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　４番西大村、古賀島町の農地、地目畑、合計面積１，４２８㎡、実測面積１，４２９．５５㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。
　本件は、譲受人が分譲宅地６区画を造成する計画です。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、切土最高０．２０m、盛土最高０．４５m、土留め工事をするとしています。雨水排水は、北西側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北東側にあります。近隣農地への日照等については、建物の高さを８．０m程度に加減するとしています。
　資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、４番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇西大村地区委員
　ハウスの骨だけになってる状態の圃場が対象になってたんですけども。隣の隣接する農地の地主さんと同じ地主さんになってます。
　先程言われたように、日照、日当たりについても、特に問題がないと思われます。
　あと、ちょっと気になることは、写真ではハウスがあるんですけど、現状は、もう、全て片付けられてるような状況でした。写真に、何か重機があるので、解体してる途中だったの

かもしれないですけど。既に解体されてるような状況でした。こういうのは、どこまでが、申請が下りる前にしていいのかな、というのをちょっと教えていただければと思います。
　あと、申請としては、ご審議お願いします。

〇事務局
　私たちも、現地確認をしております。
　写真では、ハウスの骨組みがあるかと思いますけれども、この骨組みは、先ほど言われたように全て撤去をされておりました。
　ただし、それ以外の土地を触った形跡はありませんでしたので、農地としての現状ということで見て参りました。

〇議長
　４番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　４番西大村について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、４番西大村は、許可相当とします。
　続いて、５番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　５番西大村、杭出津１丁目の農地、地目田、面積３８８㎡。併用地として購入予定の雑種地及び宅地を含む全体面積は４，３４８．５５㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、売買です。
　本件は、譲受人が病院用地１区画を造成して賃貸する計画です。本計画の土地造成は、開発許可申請が提出されています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の０．５ｍを超える盛土となりますが、みなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、切土なし、盛土最高２．５０ｍ、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、北西側の市道側溝及び南東側の水路へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北東側及び南側にあります。
　資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、５番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇西大村地区委員
　今月２５日に、地区の委員３名で、現地の方を確認に行きました。
　現在、申請の土地は作付けをされていないような状況で。周りの農地についても、作付けはされていないような状況で。特別周りに影響があるような場所ではないんじゃなかろうかということで。委員の方で、問題ないだろうということで、見てきております。
　皆さんのご審議を、よろしくお願いします。

〇議長
　５番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

〇委員
　病院の用地ということで、この用地でできますか。２枚か３枚位の用地で。

〇事務局
　全体面積としては、４，３４８．５５㎡。農地は一部の３８８㎡ということで。併用地がありますので、十分面積はあるかと思います。

〇委員
　分かりました。

〇議長
　申請の農地の田は３８８㎡、４畝弱位。
　でも、購入予定の雑種地とか宅地の所の全体面積は、田んぼも含む４，３４８㎡になっています。
　他に皆様から、ご意見、ご質問ありませんか。
　それでは、お諮りします。
　５番西大村について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、５番西大村は、許可相当とします。
　続いて、６番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局

６番竹松、小路口町の農地、地目畑、面積１，９４３㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地７区画を造成する計画です。本計画の土地造成は、隣接する次の７番竹松と合わせて開発許可申請が提出されています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の０．５ｍを超える盛土となりますが、みなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土０．５０ｍから２．１０ｍ、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、北側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北東側から南東側及び南西側にありますが、南西側の農地は７番竹松で分譲宅地に転用予定です。近隣農地への日照等については、建物の高さを７．０ｍ程度に加減するとしています。

資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長

それでは、６番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇竹松地区委員

今、事務局が説明されましたとおりですけど。

ここは、小路口町の県道端になるんですけども。

北側が道路で、東側に親戚の方の農地があるんですよ。かなり低い所にあります。この造成される土地の雨水が、こちらに流れないか心配でしたけれども。２ｍ以上盛土があるということで、雨水はほとんど道路の方に流れて行くということであります。この雨水は、畑の方に行かないから大丈夫だと。

ただ、隣に残る農地は、ますます窪った場所になりますので、一応、耕作されてる本人に確認を取りましたけども、「それは、もう仕方がない」と。「これも全て、私が盛土をせざるを得ない」と。「そこまでの費用までは掛けたくない」ということで、了解を得ました。

ということでございますので、ご審議願います。

〇議長

６番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

〇委員

タブレットの３５ページの、申請地と５条７番申請地の赤と青の線があるんですけど、これは、５条７番の申請地の囲みが違うんじゃないですかね。

〇事務局

３５ページは、併用地も含めて、５条７番で出しますので。次に説明をしたいと思ってお

ります。

〇議長
　この５条申請、６番と７番は関連してます。
　ですので、今、次の７番の議案をちょっと質問されたんですけど、次で説明をしっかりいたします。
　では、６番について、皆様から何か、ご意見、ご質問はありませんか。
　それでは、お諮りします。
　６番竹松について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、６番竹松は、許可相当とします。
　続いて、７番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　７番竹松、小路口町の農地、地目畑、面積４８８㎡。併用地として購入予定の宅地を含む全体面積は１，５７６．３２㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。
　本件は、譲受人が分譲宅地７区画を造成する計画です。本計画の土地造成は、隣接する６番竹松と合わせて開発許可申請が提出されています。盛土規制法による宅地造成等工事規制区域内の０．５ｍを超える盛土となりますが、みなし許可となるため盛土許可申請は不要となります。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　被害防除計画では、切土なし、盛土０．５０ｍから１．４０ｍ、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、北側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、東側及び南東側にありますが、東側の農地は６番竹松で分譲宅地に転用予定です。近隣農地への日照等については、建物の高さを７．０ｍ程度に加減するとしています。
　資金については、残高証明書を確認しています。

〇議長
　それでは、７番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

〇竹松地区委員
　先程の申請地のすぐ隣でございますけれども。今、事務局が説明されたとおりで。
　併用地の宅地は２軒家があったんですけど。前から空き家で、解体されて今は更地にな

ってるんですけれども。
　そこと併せて、奥に農地がありましたので、これが申請地ということで、今回、出ておるところでございます。
　雨水については、先程の６番と同じく、県道の方に水は流れて行きますので、畑の方に入って行くということは、まずないと考えております。
　ご審議願います。

〇議長
　７番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

〇委員
　これ、６番と７番で会社が違いますよね。
　違う業者が、ひっくるめて１つの開発協議の場に乗せるというのが、出来るんですか。

〇事務局
　今回、そういう２社での開発協議ということで、実際に受け付けされております。だから、〇Ｋなんですけれども。
　開発自体は、２社での開発申請が可能と。ただ、最終的に、それぞれに登記をするということで、農地転用は別々に農地転用許可を受けるというような形を、今回、取られているみたいです。

〇議長
　他に何か、皆様からご質問ありませんか。
　それでは、お諮りします。
　７番竹松について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、７番竹松は、許可相当とします。
　次に、６ページ。第４号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　１番大村、久原２丁目の農地、地目畑、面積３８７㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により原野になっているとしています。
　場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。都市計画区域内、農振外の第３種農地です。
　現地写真をご覧ください。現地の状況は、ご覧のとおりとなっています。

〇議長
　それでは、１番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇大村地区委員
　２５日に、全員で見て参りました。
　ここは、昔は農地だったんでしょうけど、途中から、植栽というか、木が植わって、もう、農業はできない状態です。
　この申出人は、さっきの第２号議案の４条の方と一緒ですけど。それにくっついて、申請をするということで、今回、非農地通知の申出になりました。
　皆様方のご審議のほど、よろしくお願いします。

〇議長
　１番大村について、ご質問等はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　それでは、お諮りします。
　１番大村について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　異議なしということで、１番大村は、非農地と判断し、これを通知することとします。
　次に、７ページ。第５号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則３者契約となります。
　本議案は、９件の集積配分計画となります。
　時間の都合上、新規配分のみご説明します。
　１番鈴田。利用権を設定する農地は、大里町の農地、面積１，１１０㎡。借入申込者は、水稲を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。
　４番萱瀬。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、じゃがいも、いちごを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。
　５番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、キャベツを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

６番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、花きを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

８ページ。

７番福重。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稲を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

９番松原。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、ブロッコリーを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

本件の７月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項各号の要件を満たしているものと考えられます。

〇議長

それでは、第５号議案について、ご質問等ありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長

それでは、お諮りします。

第５号議案について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

〇議長

ご異議がありませんので、第５号議案は計画のとおり要請することとします。

続いて、第６号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件（鈴田・内倉基盤整備）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局

本件は、「鈴田・内倉基盤整備」の仮換地集積議案となります。

９ページから１３ページの利用権設定を受ける農地については、現在、基盤整備事業が進められている「鈴田・内倉地区基盤整備」内の区画工事が完了された一部の圃場について、野菜類の栽培を行うため、仮換地のため新たな地番により利用権設定を行うものです。

利用権設定を受ける農用地欄に記載されている、仮地番及び従前の登記地番は記載のとおりとなります。

１３ページをお願いします。今回の鈴田・内倉地区基盤整備内の促進計画は全６１筆、面積合計欄に記載のとおりです。当該地区の仮換地は３期に分けて行われる予定で、本件は２期目の追加分です。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項各号の要件を満たしているものと考えられます。

〇議長
　それでは、第６号議案について、ご質問等ありませんか。

〇委員
　あそこの辺りは、カーネーションを作ってるけど、できるんですかね。

〇鈴田地区委員
　あそこを含めて、これは、道の両方に。
　赤土があるから、多分。石もちょっとあるけど。
　１区画が、大体１町。これが、野菜や何かをしてる所で、３区画で３町位あるんですよね。１区画が、大体１町位あるから。

〇会長
　今回、申請で出てるのは、３町借りられる。野菜を作られる。

〇鈴田地区委員
　この辺りは、１町ちょっと借りて、野菜とミカンを作る方がいる。

〇事務局
　それでは、鈴田内倉基盤整備の情報については、来月の総会の中で、情報提供を皆さんにしたいと思っておりますので。ちょっとお時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

〇委員
　後学のために、お願いいたします。

〇三浦地区委員
　今日も、地区の委員２人で、ここの圃場を見て来ました。筆数がものすごく多いんだけど、結構広く出来てるですものね。両方に。
　先程からの説明のとおり、頑張って作っておられる方がいます。
　筆数は、昔の筆数ですか。それで、畑が広くなってるですよね。

〇会長
　今、仮地番ですね。

〇三浦地区委員
　仮筆で、こうなってるんですね。

〇会長
　旧の地番で、出してあります。

〇三浦地区委員
　分かりました。

〇会長
　来月、詳しいところを皆さんに情報提供したいと思います。
　他に何か、ご意見、ご質問ありませんか。
　それでは、お諮りします。
　第６号議案について、ご異議はありませんか。

　＜異議なし＞

〇議長
　ご異議がありませんので、第６号議案は計画のとおり要請することとします。
　次に、１４ページ。報告第２号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を、事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　本件は、３年ごとの相続税の納税猶予継続届けの際に必要な証明です。
　依頼のあった当該報告書について、記載の確認事項を事務局及び地元委員による農業経営状況について確認した結果、１番竹松及び２番竹松の相続人は、適格に農業経営を行っていると判断されましたので、農業委員会会長専決にて、記載の報告日付で税務署に提出したことを報告します。

〇議長
　それでは、報告第２号について、ご質問等はありませんか。

　＜質疑なし＞

〇議長
　報告第２号を終わります。
　次に、追加議案の第７号議案「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〇事務局
　タブレットの「【追加第７号議案】「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について（案）」をご覧ください。１ページは、公的機関である「農業委員会」としての職務遂行に

あたり、法令遵守する姿勢を明文化して取り組んでいくための、申し合わせ決議（案）です。今後、農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、この申し合わせ決議に沿って活動を行っていただくこととなります。

２～３ページは、昨年令和７年９月１日付けで長崎県農業会議からの本件に関する通知文です。背景としては、他県の農業委員会委員や事務局職員による不祥事が発生していることに鑑み、個々の農業委員会での対応を求められているものです。

通知文本文の中程のアンダーラインに記載のとおり、毎年度、７月の総会において同様の申し合わせ決議を継続して取り組み、大村市農業委員会として法令遵守の徹底を図りたいと考えています。

１ページに戻っていただきまして、申し合わせ決議（案）を読み上げます。

「『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』　私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

１．農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

２．農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和８年7月２７日　大村市農業委員会」

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありませんか。

＜質疑なし＞

〇議長

これは、県の農業会議からの、「法令を遵守してください。農業委員会として」ということですよね。

昨年、ここじゃないですけど、農業委員会とか農業委員とか、不祥事が発生しておりますので、そういうことのないようにということですね。しっかりと、節度を持った活動を、よろしくお願いします。

それでは、お諮りします。

第７号議案について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

○議長

ご異議がありませんので、第７号議案は承認することとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。